

令和4年度

10月定例教育委員会

会 議 録

(公開)

令和4年10月20日

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第19号」については、県議会に提出する議案等に関するものであり、現時点では未公表であること、「その他④」については、後日公表されるものであることから非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和4年度9月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ その他① 令和4年9月定例県議会について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

高木委員

21番、校則についての質問ですが、この問題はSNSなどでも非常に関心が高まっている問題と思われれます。生徒自身や保護者の意見を取り入れて校則の制定改廃をするために、学校運営協議会やコミュニティ・スクール等の場を活用するなど考えられますが、今後声をどう拾っていくつもりなのか、あるいは現在行っていることもあれば教えてください。

人権同和教育課長

校則の見直しについては令和2年12月に各県立学校長に通知を出しています。この通知のポイントは、児童生徒の実態、保護者の考え方、地域の実情を踏まえて適宜見直すこと。それからアンケートは児童生徒や保護者が何らかのかたちで参加できるように工夫すること、生徒が主体的、自主的に行動できるようにすることです。そのため、現在中学校・高校ともに校則をほとんどの学校が見直しを行っているところですが、そこに保護者の意見が入ったり子どもたちの意見が入るといふかたちになっているようです。学校運営協議会等を通じて見直しをしているという話も聞きますが、学校全体のことを地域の方々と話し合うというスタンスが学校でできておりますので、学校運営協議会やコミュニ

ティ・スクール等の活用も行われていると考えます。

島原委員

34番の特別支援医療的ケアの質問ですが、この中の一番最後に、保護者の負担軽減に努めて参りますとあります。24時間のケアが必要であるため、肉体的にも精神的にもかなり厳しい方の状況をよく耳にします。宮崎と日向でそういった方々をケアする団体が立ち上がっていると聞いておりますので、各団体とうまく連携をし、そしてそういった活動が県下に広がるといいと思いましたが、大事な御質問をいただき、適切な回答もされていると思いますが、加えて考えていただければと思います。

特別支援教育課長

医療的ケアにつきましてはこれまで保護者の方に大きな負担をかけている場面があったということで随時改善を図っているところです。1人の児童生徒に1人、個別対応ができる看護師の配置を始め、保護者に学校で待機していただくということを解消できるような取組をしています。登下校についても、これまで医療的ケアが必要な児童生徒は利用できなかった点を見直し、乗車中に医療的ケアが発生しない児童生徒は利用できるように改めました。先ほど委員から御意見のありました団体につきましても、先日シンポジウムの周知に本課が協力させていただきました。今後もこういった活動が広がるよう取り組んで参りたいと思います。

柳委員

12番の教育の情報化に関するところですが、県立高校の端末は保護者負担ということで、昨年度も中学3年生の保護者への啓発プリントを出されるなど、県の方でも理解を得るためにかなり努力をされてきたと思うのですが、現時点での保護者の受け止め方や要望、理解度はいかがでしょうか。

教育政策課長

高校生は今年の1年生から保護者負担の1人1台端末ということで準備をしていただいておりますが、今のところ大きな反対意見は出ておりません。

柳委員

スムーズに進んでいるのですね。ありがとうございます。

木村委員

37番のネットゲームの質問について。昨年度から日向でも小中学校の家庭

でメディアの使用について時間を決める親子の取組を行っています。昨年度はノーメディアデーというように全く使わないかたちでしたが、今年度はメディアコントロールと使い方を考えるかたちに移行しました。使う子どもたちやその保護者が主体的にどうしていくか考えていこうという流れとなっています。しかし実際は学校で朝一の子どもたちを見ると眠そうにしている子がいたり、連休明けには特に登校渋りも見られます。ネットゲームへの介入は難しいかもしれませんが、是非取り組んでいただきたいと思います。

人権同和教育課長

2時間以上ゲームをしている子どもが小学校でも中学校でも半数近くいるという現状が明らかになり、この弊害について危惧しながら対策を立てていかなければならないと思っています。ネットトラブルに対し県ではひむかネット相談というネットでの相談をいただいたり、ネットパトロールで業者の方にパトロールしていただき個人名や写真が出るなどしたところを取り締まったり、ITアドバイザーという専門の方を各校に派遣しネットの使い方の研修会を保護者等を含めて行うなどしているところです。また、トラブルに巻き込まれないように、ゲーム依存にならないような使い方のためにリーフレット等を作成し周知を図っていくといった取組も引き続き行っていきたいと考えています。

高木委員

私の職場でも夜遅くまでオンラインゲームを子供達がやっていたり、あとでオンラインゲーム上で会おうねと話して帰宅するということが実態としてあります。御家庭でだめでしょうと子どもに指導するのはもちろん必要でしょうけど、一方で子どもの声を聞いてみることで、そこから配慮すべきところや御家庭でできることがみえてくるのではと思います。そのような考えや取組があれば教えていただきたいです。

人権同和教育課長

ネットゲームはむしろネット中毒にならない子のほうがよほど意志が強い子どもだと思います。人を中毒にする要素があるのではないのでしょうか。かつてはスマホを持たせないというところからスタートしましたが、今やあるものとして考え、使い方を理解させる方針となっています。令和3年度に携帯電話・スマホ等の利用についてのリーフレットをつくり配布しました。時間がコントロールできない、日常生活よりネット優先などの状況に陥っていませんか。家庭内でルールを作りましょう。といった内容です。こういう啓発を地道にやっていくことしか今のところできていませんが、子どもたち、また保護者の方にも理解していただき

たいです。

教育長

ルール作りを見童生徒がやったという例は学校現場ではあるのでしょうか。

人権同和教育課長

学校では生徒集会や保護者を交えた懇談会るとき、生徒と一緒に話し合うということをしています。最近の例ではないのですが、参観日に携帯電話の扱い方やトラブルについて考えさせ、子供達に自分なりのルールを考えさせる取組がありました。現在具体的にどこがやっているという情報はありませんが、間違いなくそういったことはやっています。

島原委員

40番、41番。働き方改革の質問です。授業など生徒と向き合う時間の割合を増やすためにも働き方改革は必要と思うのですが、まだまだ長時間業務に従事している方が多い実態もありますので、業務の棚卸しをしっかりとった上でデジタル化や自動化、標準化、プログラム化を取り入れていただきたいと思います。先日テレビで小テストの採点から解析までコンピューターがやってくれるという例を見ました。そういったものの活用も進んでいけばと思います。

教職員課長

委員からありましたとおり、働き方改革の目的は生徒と向き合う時間を確保し、教育の質を担保するところにあります。業務の棚卸しは十分進んでおり、更に改革をというところでは、ICT機器の活用という段階に入ってきています。例として現在学校では校務支援システムの活用によって事務作業の軽減が図られています。更に今後は委員に挙げていただきましたような、AIソフトを使った業務軽減を考える段階にさしかかるのではないかと思います。

柳委員

今のことに関連してですが、勤務時間が限られて先生方が相談する時間がないということも出てきているのではないかと思います。教職員の声をどのように吸い上げているのか、また働き方改革がよい学校経営につながった好事例を機会を設けて紹介していただきたいです。今メンタルダウンしてしまう方が増えているという話も聞きますので、この先生方の声を聞くのもいかがかと思います。

教職員課長

職員間や管理職との相談時間が削られている状況も見受けられます。委員からありました生の声をどう吸い上げていくかですが、丁度10月が労働時間の調査月となっていて、集約を行っていくところです。好事例集は既に作成し配布しています。活用についても校長会を通じてお願いしているところです。先生方の声についてはしっかり今後の働き方改革に生かして参りたいと思います。

高木委員

働き方改革についてですが、先生という仕事は子どもと向き合うことで成立するものだと思います。子どもと向き合っている時間が大事な時間で、そこが充実することが働き方改革の一番大きなテーマかもしれません。そのために、向き合っていない時間が無駄とは思いますが、そういった時間を整理することが今問われています。先生は、子供と向き合う時間を豊かなものにする、そのためにそれ以外の時間で何らかの軽減をするということが本当の意味での働き方改革になっていくのかなと今お話を聞いて思いました。

教職員課長

おっしゃるとおりで、働き方改革を進めるにあたっては子どもと向き合う時間の確保を第一目標として取り組んでいます。ではその時間をどう捻出するかについては、繰り返しになりますがICTやAI等で捻出できるならば導入を考えていきたいと思っています。

島原委員

33番の読書について。これは以前から非常に大事なポイントじゃないかと思っております。学力も読解力によるところがありますので、読書習慣をいかにつけるかが非常に大事だと考えます。小中学校の例が書いてありますが、高校になると極端に読書習慣が低くなるという話も聞いています。高校の司書の配置についてももしわかりましたら教えてください。また、ここに書いてある環境整備の取組で学校図書館が魅力ある場に生まれ変わっているということに関して、何か具体的な事例があれば教えていただきたいです。

高校教育課長

学校図書館は生徒にとって大事な学びの場です。子どもたちに読書習慣離れが起きていることについては積極的に仕掛けをしていきます。ほとんどの高校で御存じのとおり朝の読書の時間を設けておりますが、まとまった時間でしっかり読書するために特別活動の時間を使ってまとまった時間の読書をしています。学校司書の部分につきましては、12学級以上の学校は事務職員定数の

中で、11学級以下は賃金措置として配置されています。また、以前学校図書館コーディネーターという方たちを入れていましたが、新たに8名特別なかたちで図書館司書に入っていたいただいておりまして、今後この数を更に増やし、専門性のある司書を育てていきたいと思っています。

島原委員

司書の方々の役割は、レファレンスを含め学習環境のサポートなどいろんな役割が出てくると思いますので、是非充実させていただければと思います。それと司書の方の待遇に関してもいろいろとお話を聞くことがありますので、改めてそのことも配慮に入れながら読書県みやぎきをさらに進めていただきたいです。

高木委員

司書資格はどのような方法で取得できるのですか。

義務教育課長

学校司書に司書資格は必ずしも必要ではございません。

高校教育課長

大学等で取得することができます。ただし今話のあったとおり学校司書には必須ではありません。

高木委員

資格が特段必要でないのなら、もっと幅広く活用する方法もあるのかなと思ったところでした。NPOやボランティア団体、教育学部のある大学との連携はどうでしょうか。大学生にとっても学校司書に関わるのは非常にいい経験になると思います。図書を任せて、非常に面白い読書コーナーができたりするのかなど。できるかできないかは置いておいて、一つの意見です。

高校教育課長

学校司書の業務で特に大事なものの一つが県立図書館や市町村図書館との連携です。本県でも県立図書館を中心としながら、様々な司書のネットワークを作っております。それから学校図書館サポーターや各ボランティア団体との協働ということも業務内容でございまして、実際に読み聞かせ団体などとネットワークを作りながら学校図書館を盛り上げていただいております。ここに大学との連携も御指摘いただきましたので、また可能かどうか検討していきたいと思っています。

木村委員

51番のフリースクールがキーワードの質問です。県立高校在籍の子がフリースクールに入った場合の出席扱いについての答弁が書いてあります。学校になかなか行けない、こもりがちになってしまう子がフリースクールに行くようになるだけで、保護者としても前進だと思います。ただ、フリースクールに通うのを進級や卒業の認定にということは難しい、というのはわかりますが、それが認められれば、不安が和らいだり孤立感が無くなるのかなと思いました。

高校教育課長

高等学校は単位修得という部分があり、どうしても授業を受けることが現状前提となっております。それでもまずはどこかに社会とつながる部分をつくることが大事だと考えます。例えばフリースクールに行くことで自己肯定感や学習意欲がそこに行くだけで高まると、それが次の社会的自立につながる契機になると私どもも思っております。まだまだ制度的な問題がございますが、これからもそういう機会をしっかりと担保していきたいと思っております。

柳委員

52番のメンタルヘルスについて、休職者は横ばいの状況ですが、コロナ禍になって何か関連があるのか教えてください。

財務福利課長

疾病審査委員会に挙がってくる中で、精神性疾患で休まれる方が約8割いますが、その理由にコロナウイルス感染症との関連性を挙げる方はございませんでした。

柳委員

感染が原因というよりも、コロナ禍で、人と相談できにくくなったからといった意見は疾病委員会でもなかったのですか。

財務福利課長

出ておりません。

高木委員

44、45など部活動についての質問ですが、少子化が進み都城市内でも部活動が成り立たないところも出てきています。合同チームという方法もありますが、例えば発想を変えてICT機器をうまく使い、吹奏楽部が個人練習しながら

オンラインで他の学校と一緒に練習するなど考えられます。部活がより豊かなものになるほか、少人数だから諦めるといったことを防げるかもしれません。実現できるかは別として、せっかくオンラインがあるのだから何かそういうものもあるといいなと思っただけの意見です。

スポーツ振興課長

各市町村教育委員会の方と休日の部活動の地域移行に向けた会議等が始められようとしております。すでに始まっているところもありますが、今、委員がおっしゃられた通り、少子化の影響でもう学校単位では部活動を支えられないところもあるため、地域で子どもたちのスポーツ文化活動を支えていこうという視点で話し合いが進められております。子供たちのやりたいことは多様ですので、それにこたえられるようにするためにどうしたらいいだろうかというようなところも議論の一つにあります。ですがどうしても地域に指導者がいないという場合もございます。そういったときに、オンラインでの指導を受けるということは想定の一つとして入っております。例えば週に2回程度オンライン指導を受け、残りは主体的に運動に取り組むなどを想定しながら、この休日の地域移行に向けて議論が進められているところです。

教育長

1点補足させてください。先ほど教育の情報化関連で保護者負担軽減の話をお聞きいただき、教育政策課長よりお答えいただきましたけれども、このような質問があった背景に県民の皆様の声もあると認識しております。また、保護者の皆様方と意見交換する場もありまして、その場でも保護者負担のことについて、兄弟もいるから今後、下の子が進学するときには負担になるというご意見をいただきました。貸与型の場合ですと、今後、自分の文房具として使っても次の人がまた使っていくようなことになれば、中に入ったデータを消さなくちゃいけないといったことが生じてくるわけです。できれば自分のものとしてしっかり使ってもらいたいということもありますし、蓄積したものを消すのももったいないということ等もあり、本県としましては、できれば保護者負担で文房具の一つとして使わせていただければということがあってこのお答えでございまして、保護者とも今後校納金の負担については、協議をしたり検討したりして、しっかり軽減させていただきながら、進めていきたいというようなことも話をさせていただきました。これからそういったことも課題ですので、保護者負担の軽減、或いは学校でどのように機種を選定するか、並びに学校での、校納金との兼ね合いについては、これからはしっかり取り組んでいきたいと考えております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他② 全国神楽継承・振興協議会設立総会について(報告)

文化財課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

島原委員

ユネスコ無形文化遺産の登録についてですが、申請して認められるにはどのような条件が必要になるのでしょうか。

文化財課長

登録の基準としまして、国の保護措置が図られていること、関係する社会集団等の幅広い参加といったことが登録の基準になっています。そのため、国指定の神楽がその対象となります。

島原委員

それに向けての準備や過程の見込みはどうお考えですか。

文化財課長

資料17ページの「4 ユネスコ無形文化遺産」の【参考】のところにありますとおり令和4年度「風流踊」、令和6年度「伝統的酒造り」が今後申請予定となっています。無形文化遺産というのはとにかく件数が多く、2年に1度の申請となっているため最速で令和8年度の登録です。そのため、できるだけ40の神楽団体に100%加入していただくよう呼びかけを行い一丸となって目指していくこととなります。また、国内で選定していただくにあたって知名度を上げたり国に要望活動をして参りたいと思っております。

教育長

令和4年度の「風流踊」の登録はもう少しでしょうか。

文化財課長

過去の事例を考えますと、今年の11月後半から12月前半で登録が決定する見込みです。この「風流踊」には五ヶ瀬町の荒踊りも入っております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他③ 第77回国民体育大会の結果について

競技力向上推進室長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

島原委員

20位台900点という目標に対し残念ながら32位834点となりましたが、目標に届かなかった理由はどのように分析されていますか。

競技力向上推進室長

あと団体競技で1試合2試合勝っていれば十分届いたと思っております。反省すべきところはいくつかあると思いますので、競技団体と寄り添いながら取組み、来年こそは29位以内を目指していきたいと思っております。

島原委員

具体的にどの競技をどう伸ばしていくか具体的に設定しながらそれに近づけていくことが目標に近づくコツだと思いますので、今回この競技で加点できるはずができなかったなど、具体的な振り返りをしながら更に強化に努めていただきたいと思います。

競技力向上推進室長

今回は非常に期待していたが成績が振るわなかった競技として、ソフトボール成年男子があります。九州ブロックを1位で突破したのですが、本国体では1回戦で愛知県に敗退しました。愛知は今回の優勝県です。愛知県も実業団チームが多く、ここを突破できれば確実によい成績がとれたと思っております。

また、成年男子のサッカーも九州ブロックを突破しましたが本国体1回戦で埼玉県にPK1-2で敗れました。埼玉県はその後3位になっております。ですので決して力が無いわけではありません。競技団体が一番悔しい思いをしていると思いますので、来年こそは活躍してくれると思っております。もっと力を入れたのが九州ブロックで敗退し本国体に行けなかった12競技です。本国体で全競技入賞を目指さないと天皇杯獲得は難しいと思っておりますので、九州ブロックをどう勝ち抜くかを考えていきたいと思っております。

高木委員

競技に参加するだけで得点があると伺いましたが、そもそも参加できなかった競技というのはどれぐらいありますか。

競技力向上推進室長

競技は全て参加しております。参加得点は1競技あたり10点が40競技なので、400点全てとなっております。ただ、スキー競技の男子は選手がそろって10点取っているが女子が揃わず参加していないというところがあります。

柳委員

元年度と比べると9位上がり、皇后杯も11位上昇と、全体的に上昇傾向になっていると思います。子どもたちの養成に力を入れていますが、そのあたりが結果として出てきているのでしょうか。また、平成26年長崎大会がすごく成績がよかったです。なにかあったのですか。

競技力向上推進室長

長崎大会の結果がよかった理由ですが、このときソフトボール成年男子優勝、サッカー優勝、ゴルフ優勝というように団体競技が331.5点取っております。個人種目は269.5点です。個人の今年は270.5点ですので今年の方が取っております。ですので、今年のとちぎ国体でも団体競技の点が上積みされていたらかなり上位にいったと思います。長崎大会は団体競技も個人競技も素晴らしく成果が出た大会ということで、宮崎国体以外の最高順位19位となりました。育成については数年前から行っているみやざきワールドアスリート事業の1期生がもう大学1年生となっております。1期生で今回ホッケー競技とフェンシング競技に参加された生徒もいます。ワールドアスリート事業は中学生までですので、高校生少年の部でもいくつかの競技で参加していただいております。得点を取った競技もあります。宮崎国スポの時には今の小学校4年生から中学1年生が少年種別で、高校生は成年の部の有望選手となりますので育成して参りたいと思っております。

教育長

長崎国体では、開催県の長崎がない分九州ブロックの競争率が低くなり突破しやすくなっていたというのも影響していると思います。

木村委員

3年前の茨城国体には現地で応援しました。今年はきめ細やかにメールで結果を送っていただき、一喜一憂していたところです。来年の鹿児島には是非行って応援したいと思いました。

競技力向上推進室長

木村委員に3年前応援していただいていた選手は今年も参加しておりました。当時応援していただいた馬術競技の選手については、残念ながら入賞はできませんでしたが、競技に関連した団体への就職の話がされていました。2年後の九州ブロック国体は本県で開催されますので、皆さんの応援を力に選手は頑張ってくれると思います。

教育長

19ページ3の競技得点表を見ると、成年は4.5点減っています。少年が頑張っていることがよくわかります。競技種別のところを見ると、入賞したところに学校の名前の他柔道の旭化成さん、ライフル射撃のMRTさん、カヌーのデンソーさんと企業名も見られます。今後とも高校生たちが就職先で成年として活躍していただくためにも、宮崎のこういった就職は非常に大事ですので、委員の皆様いろいろな面で御協力いただきますと助かります。

高木委員

少年、成年の区分に成人年齢引下げの影響はありますか。

競技力向上推進室長

2巡目国体終了までは今のまま、高校生までは少年、大学生以上は成年となります。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、11月15日、火曜日、14時からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。

(15:16)